

納税は国民の義務です

市税等は納付期限に納付しましょう



平成21年度市税等の納付期限をお知らせします。

口座振替を利用している人は、納付期限が振替日になりますので、事前に残高の確認をお願いします。

12月分については、固定資産税の4期分（12月28日）と国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料6期分（1月4日）の納付期限が異なりますので、ご注意ください。また、各月の納付期限（口座振替日）については、下表をご覧ください。

納税は国民の基本的な義務であり、税金は行政サービスの資金です。納付期限内の納付をお願いします。

なお、現金納付の人には安全・便利な口座振替をお勧めします。申込用紙は、市内の金融機関、市役所税務課、野栄総合支所にありますのでご利用ください。

問 税務課納税推進室

☎ 73・0087

市民課保険料班

☎ 73・0086

◆市税等の納付期限（口座振替日）

納期	税目	軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
5月		1期 6月1日	1期 6月1日				
6月				1期 6月30日			
7月			2期 7月31日		1期 7月31日	1期 7月31日	1期 7月31日
8月				2期 8月31日	2期 8月31日	2期 8月31日	2期 8月31日
9月			3期 9月30日		3期 9月30日	3期 9月30日	3期 9月30日
10月				3期 11月2日	4期 11月2日	4期 11月2日	4期 11月2日
11月					5期 11月30日	5期 11月30日	5期 11月30日
12月			4期 12月28日		6期 1月4日	6期 1月4日	6期 1月4日
1月				4期 2月1日	7期 2月1日	7期 2月1日	7期 2月1日
2月					8期 3月1日	8期 3月1日	8期 3月1日

※最終納付期限後の追加課税は随時期限となります。

固定資産税

5月は第1期の納期です

◆固定資産税とは
毎年1月1日現在に、匝瑳市内に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。

◆固定資産税の算出方法

所有する固定資産を評価し、その価格をもとに「課税標準額」を算定します。この「課税標準額」×（1・4％）が固定資産税額となります。ただし、「課税標準額」が次の金額に満たない場合は、課税されません。

土地：30万円 家屋：20万円
償却資産：150万円

◆評価額の算定

固定資産の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて行われます。

また、3年に一度土地・家屋の評価替えが行われ、平成21年度が評価替えの年となります。

◆今年の納期

第1期 6月1日
第2期 7月31日
第3期 9月30日
第4期 12月28日

※5月11日に納税通知書を発送しますので、内容を確認してください。

◆固定資産税の減免

生活困窮や災害などの理由で一定の基準に該当する場合は、固定資産税が減免されます。税務課までご相談ください。

問 税務課資産税班

☎ 73・0087

自動車税

納付期限は6月1日(月)です

自動車税の納期限は、6月1日(月)です。5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されます。最寄りの金融機関や市役所会計課、野栄総合支所会計窓口などで早

めに納付しましょう。コンビニエンスストア（一部を除く）でも納付できます。詳しくは納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

問 旭県税事務所 ☎ 62・0772

住民税の特別徴収が始まります

年金所得に係る個人住民税は、給与からの特別徴収（天引き）または普通徴収（納付書または口座振替）での納付でしたが、平成21年10月から年金支給時に年金から天引きとなる特別徴収制度が始まります。この特別徴収が開始されても年間税額の徴収方法が一部変更になるだけで、税負担額が変わるものではありません。



◆公的年金とは

老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金で、国民年金、厚生年金、共済年金などをいいます。

◆特別徴収の対象となる人

- 次の要件すべてに該当する人
- ①前年中に公的年金等の支払を受けていること
 - ②老齢基礎年金等の受取額が年18万円以上であること

③当該年度の4月1日に65歳以上であること

④介護保険料が年金から天引きされていること

◆特別徴収の対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金などで、年額18万円以上の年金

◆特別徴収の対象となる個人住民税

特別徴収の対象となる個人住民税は、公的年金などの年金所得に係る個人住民税のみとなります。従って、年金所得のほか給与所得、不動産所得などの他の所得がある場合、これらの所得にかかる個人住民税は、従来どおり給料からの特別徴収または普通徴収による納付となります。

◆実施時期

平成21年10月支給分の年金から特別徴収が始まります。そのため、平成21年度の特別徴収対象の個人住民税額の半分については、平成21年6月および8月に普通徴収による納付となります。

■国税務課市民税班

☎73・0087

軽自動車税

納税通知書が送付されます



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年度分が課税され、5月中旬に納税通知書が送付されます。月割課税（還付）の制度はありませんので、年度途中で廃車しても年税額がかかります。納期は6月1日（月）です。

◆減免制度

交付されている身体障害者手帳などの障害の程度や下表の要件、または災害などにより、減免制度が適用される場合があります。

なお、減免できる自動車は、1人の障害者につき普通自動車などを含め1台に限られます。

◆減免申請の手続き

受付期間は、納税通知書が発送されてから納期限の7日前までです。申請に必要な書類などは次の通りです。

- ①平成21年度軽自動車税納税通知書
- ②減免申請書（税務課および総合支所市民室にあります）
- ③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ④運転者の運転免許証
- ⑤印鑑
- ⑥車検証ほか

※震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた者 その他市長が特に認めた者のいずれかに該当する人も、減免制度の対象になる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

☎税務課市民税班 ☎73-0087

◆減免の対象となる自動車の所有者、運転者及び使用目的に関する要件

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障害者	本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者（注2）	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
戦傷病者	本人	本人	もっぱら障害者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者（注2）	もっぱら障害者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
知的障害者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者（注2）	
精神障害者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者（注2）	

注1 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除きます。

注2 障害者を常時介護する方が運転をする場合は、障害者のみで構成される世帯の障害者が所有する自動車に限ります。

注3 ローン契約などで自動車の売主が所有権を留保しているときは、使用者を所有者とみなします。